2020 年以降の世界的な生物多様性の枠組のゼロドラフト¹ (仮訳²)

I. 導入

A. 背景

1. 生物多様性、及び生物多様性がもたらす便益は、人類の福利及び健全な地球にとって不可欠なものである。継続中の努力にもかかわらず、生物多様性は世界中で劣化しているだけでなく、旧態依然のシナリオの下では、劣化は継続又は悪化すると予測されている。2020年以降の世界的な生物多様性の枠組³(GBF)は、生物多様性戦略計画 2011-2020 に立脚しつつ、社会の生物多様性との関係性に変革をもたらすための幅広い行動を実施し、2050年までに自然との共生という共有ビジョンの達成を確実なものにするための野心的な計画を提示する。

B. 目的

- 2. GBF は、ビジョン、ミッション、ゴール及びターゲットの中で規定する成果を達成する ための、政府及び、先住民及び地域社会 (IPLCs)、市民社会、及び企業を含む、全ての社 会による緊急かつ変革的な行動を刺激することにより、生物多様性条約 (CBD) 及び生物 多様性に関連する他の多国間協定及びプロセス、制度の目的に資することを目的とする。
- 3. GBF は、準国家、地域及び世界レベルでの支援行動とともに、一義的には国レベルでの活動を通じて実施される。GBF は、関連プロセスとの相乗効果や連携を推進することを目指す。GBF は、国レベル、及び必要に応じて地域レベルの、ゴール及びターゲットの策定、そして要すればこれらを達成するための生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAPs)の更新、そして定期的なモニタリング及び世界レベルでの進捗の点検を促進するための、世界的な成果志向型の枠組を提供する。
- 4. GBF は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献する。同時に、持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた進捗は、GBF を実施するために必要な状態を提供するのに役立つ。

C. 変革の理論

5. GBF は、生物多様性の損失を悪化させる傾向を今後 10 年間で(2030 年までに)落ち着かせ、その後の 20 年間で「2050 年までの自然との共生」という条約のビジョンを達成するための実質的な改善を 2050 年までに伴う形で自然生態系を回復させるべく、経済・社会・金融モデルを変革させるためには、世界的、地域的及び国内的に緊急の政策行動が必要であることを認識する変革の理論(図 1 参照)に基づいて構築されている。この理論は、2050 年ビジョンの達成に向けた足掛かりとして次の 10 年間で必要とされる変化を起こすためには、全政府・全社会的なアプローチが必要になると想定している。このため、政

 $^{^{1}}$ CBD/WG2020/2/3 Annex I_{\circ}

² 仮訳のため、使用にあたっては原文に必ず当たること。主な用語の訳については別紙の対訳表を参照。

³ 「2020 年以降の世界的な生物多様性の枠組」は第15回締約国会議(COP15)で最終的な名称が決定されるまでの代用語。同様に、文書中を通じて使用されている「枠組」(the framework。仮訳作成者注: 仮訳中では「GBF」と記載)も代用語である。

府及び社会は、資金及び他の資源の優先度を決定・配分し、自然の価値を内部化し、不作 為のコストを認識する必要がある。

- 6. GBF の変革の理論は、(a) 実施及び主流化のためのツール及び解決策を導入し、(b) 生物多様性への脅威を削減し、そして(c) 生物多様性が人々の需要を満たすために持続的に利用されるために変革的な行動がとられること、及び、これらの行動が(i) 実現条件、及び(ii) 財源、能力及び技術を含む十分な実施手段、によって支えられること、を想定している。また、2030 年までに世界が生物多様性に関する 2050 年ビジョンに到達する軌道に乗っていることを確保するために、適切な達成度評価を伴う透明かつ説明のつく形で進捗がモニタリングされることも想定している。
- 7. GBF の変革の理論は、ジェンダーの平等についての適切な認識、女性の権利強化、青年、ジェンダーに配慮したアプローチ及び GBF の実施における IPLCs の完全かつ効果的な参加の必要性を認識している。さらに、GBF の実施は、成功に向けた機運を醸成する方法を活用するべく、世界、国及び地方のレベルにおいて、多くの機関とのパートナーシップの中で行われるという認識に立っている。GBF は、権利本位のアプローチをとりつ、世代間の衡平性の原則を認識しながら実施される。
- 8.変革の理論は、2030アジェンダを補完し、支えるものである。また、地球と人類のためにすべての多国間環境協定から相乗的に便益がもたらされることを確保するべく、生物多様性関連条約やリオ条約を含む他の多国間環境協定の長期戦略や目標が考慮されている。

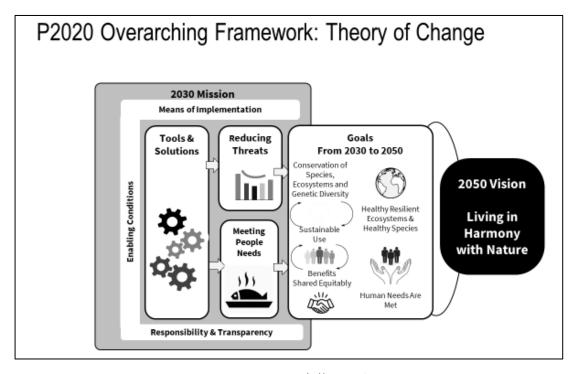


図1. GBFの変革の理論

Ⅱ. 2020 年以降の世界的な生物多様性の枠組

A. 2050 年ビジョン

9. GBF のビジョンは、自然と共生する世界であり、そこでは「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられている」。

B. 2030 年ゴール及び 2050 年ゴール

- 10. GBF には、生物多様性に関する 2050 年ビジョンに関連する 5 つの長期目標を設けている。これらのゴールそれぞれに 2030 年についての関連成果が設定されている 4 。 5 つのゴールは以下のとおり:
- (a) 淡水域、海域及び陸域の生態系の面積及び一体性に関し、2030 年までのノーネットロス、及び 2050 年までの少なくとも [20%] の増加により、生態系のレジリエンスを確保する;
- (b) 絶滅の脅威にさらされている種の割合が [X%] 減少するとともに、個体数が平均で 2030 年までに [X%] そして 2050 年までに [X%] 増加する;
- (c) 遺伝的多様性が 2030 年までに平均で、2050 年までに種の 90%で維持または向上する;
- (d) 自然が以下に貢献することで人々に便益をもたらす:
 - (i) 2030 年までに少なくとも [X 百万] 人の、2050 年までに [Y 百万] 人について、栄養が改善:
 - (ii) 2030 年までに、[X 百万] 人の、2050 年までに [Y 百万] 人について、安全な飲み水への持続可能なアクセスが改善;
 - (iii) 2030 年までに少なくとも [X 百万] 人、2050 年までに [Y 百万] 人について、自然災害に対するレジリエンスが改善;
 - (iv) 2030 年及び 2050 年時点でパリ協定の目標を達成するための取組の少なくとも [30] %;
- (e) 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じ、公正かつ衡平に配分される利益が 2030 年までに [X] 増加し、2050 年までに [X] に到達。

C. 2030 年ミッション

11. GBF の 2030 年ミッションは次のとおり:

地球と人類のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるために必要な緊急の行動を社会 全体でとること⁵

⁴ モニタリングの枠組ではゴールの構成要素に係るベースライン及びマイルストーンに関する追加情報が提示される(Appendix 1; CBD/WG2020/2/3/Add.1 参照)。

⁵ 2030 年ミッションで、「緊急の行動をとる」には生物多様性の危機に対処するために今後 10 年で行われる行動の必要性が反映されている。「社会全体で」にはすべてのステークホルダーによって行わ

D. 2030 年の行動ターゲット

12. GBF は 2030 年に向けた 20 の行動志向型のターゲットを有しており、これらが達成されれば 2030 年及び 2050 年の成果志向型のゴールに貢献する。これらのターゲットを達成するための行動は、国内の社会経済状況を考慮しつつ、CBD 及び他の関連する国際的な義務と矛盾することなく、調和する形で実施されるべきである。6

(a) 生物多様性に対する脅威を低減すること

- 1. 淡水域、海域及び陸域の生態系を維持及び再生し、土地/海の利用の変化を扱う包括的な空間計画の下にある土地及び海の面積を少なくとも [50%] 増加させることにより、2030 年までに面積、連結性及び一体性の実質的な増加を実現するとともに、既存の手つかずの地域及び原生自然を維持する。
- 2. 生物多様性にとって特に重要な場所を、保護地域やその他の地域をベースとする効果的な保全措置を通じ、2030年までにそうした場所の少なくとも [60%] のほか、陸域及び海域の少なくとも [30%] かつそのうちの少なくとも [10%] については厳格な保護の下に置く形で、保護する。
- 3. 侵略的外来種(IAS)のすべての侵入経路を管理することにより、2030年までに新規 侵入率の50%低減を達成するとともに、2030年までに優先度の高い場所の少なくとも 「50%」において、IASを根絶又は防除し、IASの影響を排除又は低減する。
- 4. 2030 年までに、過剰栄養、殺生物剤、プラスチック廃棄物及びその他の起源からの 汚染を少なくとも「50%」削減する。
- 5. 2030 年までに、野生種の採取、取引及び利用が合法的かつ持続可能なレベルになることを確保する。
- 6. 自然を活用した解決策 (NbS) によって 2030 年までにパリ協定の目標達成に必要となる緩和努力のうち [約30%] [少なくとも二酸化炭素相当量で XXX 百万トン分] を提供することによって気候変動緩和及び適応、並びに防災・減災に貢献することにより、切迫した排出削減を補完し、生物多様性及び食料安全保障への負の影響を回避する。

れる行動、及び社会の各セクター及び経済にまたがる主流化の必要性が反映されている。「自然を回復の軌道に乗せること」により前向きな行動志向型アプローチの必要性及び幅広い課題における協調的かつ戦略的な行動の必要性が示唆されている。更には、2030年までに生態系、種及び遺伝的多様性の損失を完全に止めることは可能でないとことを認識する一方で、生物多様性の損失速度を落ち着かせるとともに保護及び回復の強化の必要性が示唆されている。「人類と地球のために」は自然がもたらすもの(NCP)の要素を強調して、生物多様性の本質的及び実存主義的な重要性を認識しつつ、2030アジェンダ及びSDGsの達成と強く関連づけている。2030年という期限はこのミッションが「自然と共生する」という2050年ビジョンに向けた道筋への里程標であることを明確に示すとともに、今後10年間に緊急の行動をとる必要性を強固なものとしている。

⁶ 各国は GBF に合わせた国別目標/指標を確立するほか、国別目標及び世界目標に向けた進捗は定期的 に点検されることになる。モニタリングの枠組(Appendix2; CBD/WG2020/2/3/Add.1 参照)では目標に向けた進捗の指標に関する追加の情報が提供されている。

(b) 持続可能な利用及び利益配分によって人々の需要を満たすこと

- 7. 野生種の持続可能な利用を強化することにより、2030 年までに、少なくとも [X 百万] 人、特に最も脆弱な人々について、栄養の向上、食料安全保障及び生計を含む便益をもたらすとともに、人と野生生物の軋轢を [X%] 低減する。
- 8. 農業生態系及び他の管理された生態系における生産性、持続可能性及びレジリエンスを下支えするために、これらの生態系における生物多様性の保全と持続可能な利用を強化することにより、2030年までに関係する生産性の格差を少なくとも [50%] を縮小する。
- 9. 2030 年までに少なくとも [XXX 百万] 人に対する清浄な水の供給に貢献するため、 NbS を強化する。
- 10.2030年までに、緑地空間へのアクセスを持つ人々の割合を少なくとも [100%] 増加させることにより、特に都市の住民に対する健康及び福利面での緑地空間の便益を強化する。
- 11. 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じる利益が公正かつ衡平な配分を確保することにより、2030年までに利益が「X」増となる。

(c) 実施及び主流化のためのツールと解決策

- 12. 生物多様性にとって最も有害な補助金を削減する形で奨励措置を改革することにより、2030 年までに、公共・民間の経済的及び規制的な奨励措置を含む、奨励措置が生物多様性にとってプラス又は中立的であることを確保する。
- 13. 国及び地方の計画策定、開発プロセス、貧困削減戦略及び会計に生物多様性の価値を統合することにより、2030 年までに、生物多様性の価値がすべてのセクターで主流化され、生物多様性を包含した戦略的環境評価及び環境影響評価が包括的に適用されることを確保する。
- 14. 国内外のサプライチェーンを含め、持続可能な慣行に向けて経済セクターを改革することにより、2030年までに、生物多様性への悪影響の少なくとも [50%] 低減を達成する。
- 15. 能力構築を含め、GBFの実施に必要な資源があらゆる提供元から増加し、2030年までに資源が [X%] 増加し、GBFのターゲットの野心度に相応しいものとなる。7
- 16.2030年までに、すべての国でバイオテクノロジーによる生物多様性への潜在的な悪影響を防止するための措置を確立し、実施する。
- 17. 人々があらゆる場所で、個々人や自国の文化的かつ社会経済的な状況を踏まえつつ、持続可能な消費及びライフスタイルに向けた測定可能な対策を講じることにより、2030年までに、適正かつ持続可能な消費水準を達成する。
- 18. 教育及び、生物多様性に関連する知識の生成、共有と活用を、IPLCsの伝統的知識、工夫及び慣行の場合には IPLCsの自由意思での事前の情報に基づく同意を得た上で、推進することにより、2030年までに、すべての意思決定者が生物多様性の効果的な管理について信頼できる最新情報へのアクセスを有することを確保する。

⁷ 本ターゲットは資源動員に関するテーマ別協議及び能力構築に関するテーマ別協議の成果、もしくは 第3回条約実施補助機関会合(SBI-3)によって採択されるいかなる勧告を予断するものではない。

- 19. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る意思決定への、IPLCs 及び女性及び少女並びに青年の完全かつ効果的な参加を推進することにより、2030 年までに、衡平な参加及び該当する資源に対する権利を確保する。
- 20. 良質な生活に関する多様な見方を促進し、責任ある価値観を引き出すことにより、2030年までに、持続可能性に係る新しい社会規範を成立させる。

E. 実施支援メカニズム

- 13. GBF の効果的な実施には GBF のゴールとターゲットで示された野心度及びそれらを達成するために必要とされる変革に見合う実施支援メカニズムが必要とされる。これらには以下が含まれる:
 - (a) GBF を実施するために利用できる資源量が十分である必要がある。これにはすべて の提供元からの資源の増加が必要とされる;
 - (b) 能力構築、特に自国で決定及び/又は国が主導する能力構築;⁸
 - (c) GBF の効果的な実施、モニタリング及び点検に重要な科学的な情報及び知識の生成及び共有;
 - (d) GBF の実施に関連する科学技術協力、技術移転及びイノベーション。

F. 実現条件

- 14. 一連の実現条件について適切に考慮することにより GBF の実施が促進される。加えて、これらの実現条件に関する効果的な行動は、他の社会的な目的の達成にも寄与する。これら実現条件は以下のとおり:
 - (a) GBF の実施における IPLCs の参加と IPLCs の権利の認識;
 - (b) 女性、青年、市民社会、地方及び準国家の当局、民間部門、学術・科学機関を含む、 関連するすべてのステークホルダーの参加;
 - (c) ジェンダーの平等、女性の権利強化及びジェンダーに配慮したアプローチ;
 - (d) 世代間の衡平性の認識;
 - (e) 関連する他の多国間の環境に関する協定及びプロセスとの相乗効果;
 - (f) 地方、国、地域及び世界レベルでの活動をテコ入れするためのパートナーシップ;
 - (g) GBF の実施における政策面での一貫性及び有効性を確保するための適切で包摂的かっ統合的なガバナンスが備わっていること;
 - (h) 生物多様性の損失を喰い止めることの喫緊の必要性に係る政府最高レベルでの十分 な政治的な意思と認識。
- 15. 持続可能な開発のための2030アジェンダの実施及び、例えば、質の高い教育、ジェンダーの公平性、不平等の是正、及び平和と正義、並びに持続可能な生産と消費に関するSDGs に向けた進捗は、GBFの実施に係る実現条件を創出する助けとなる。

^{8 2020} 年以降の能力構築に係る長期的な戦略枠組みはこれを支援する主要な仕組みの一つとなる(決定 14/24)。

G. 責任と透明性⁹

- 16. GBF には国、地域及び世界レベルでの実施をモニタリングし、点検し、及び報告する ための手段が含まれる。これらは GBF の不可欠な要素であり以下を含む:
 - (a) NBSAPs を含む、関連する計画プロセスに GBF を反映すること:
 - (b) 特定された指標の活用などを介した、GBF を実施するためにとられた行動、果たされた成功、及び直面した課題について、政府、多国間環境協定及び他の関連国際プロセス、IPLCs、市民社会及び民間部門によって定期的に報告されること;
 - (c) モニタリングの枠組の活用などにより、実施において実現した進捗と成功及び直面 した課題についての、定期的な点検及び実績評価;
 - (d) 責任と透明性のための更なる仕組み。10

H. アウトリーチ、認識及び理解

17. すべての主体が GBF、及び GBF を実施するために社会全体が参画する必要性について、認識を高めるための手助けを行う必要がある。これには地方、国、地域及び世界レベルでの活動の必要性のほか、関連する他の国際プロセスや戦略を支援する形で GBF を実施する必要性が含まれる。¹¹

付属文書12

付属文書1:GBF 案のゴールに係るモニタリングの枠組の暫定案

付属文書2:GBF案のターゲットに係るモニタリングの枠組の暫定案

以上

⁹ GBFに係る透明性のある実施、モニタリング、報告及び点検に関連する課題はテーマ別協議において、また SBI-3 によって議論される。GBF の本セクションはそれらプロセスの成果を考慮するために更新される。

¹⁰ GBF は COP の決定を介してその実施の進捗状況を追跡する責任及び透明性に係る更なる仕組みによって支援されることができるほか、SBI-3 も COP からのマンデートに応えてこれらに関するガイダンスを提供することができる。

¹¹ GBF の実施は一貫性があり、包括的かつ刷新的な広報戦略によって支援される。決定 14/34 において、COP は GBF が、「自然との共生」という 2050 年ビジョンに向けた足掛かりとして、一貫性があり、包括的かつ刷新的な広報戦略によって支えられる、心に強く訴えかけ、やる気を起こさせるような2030 年ミッションを伴うべきであると決定した。

¹² CBD/WG2020/2/3/Add.1 参照。

用語集と対訳表

1. 用語集

文書 WG2020/2/3 の追補文書では以下の用語についての定義が示されている。

用語(仮訳)	定義		
Theory of change	短期的な結果、長期的なインパクト、及び成功のビジョンを実現するために		
(変革の理論)	は、何を考慮する必要があり、何を実施する必要があり、当該実施の結果とし		
	て何が変わるのかを明確に示すべく、計画段階で使用される図的、叙述的なも		
	しくは構造化された描写		
2050 Vision	GBF の実施が長期的に達成を目指すものについての記述。野心的でやる気を起		
(2050年にジョン)	こさせる陳述となり、より大きな文脈において締約国の行動の立ち位置を定め		
	る手助けとなることが意図されている。注意:2050年ビジョンに変更はない		
Elements	GBF の要素のこと。各要素は、変革の理論を図的に描写した"box" (囲み記		
(要素)	事。2050 年ビジョン、2030 年/2050 年ゴール、脅威の低減、人類の需要を満た		
	す、ツールと解決策、実現条件、実施手段、責任と透明性)を伴う		
SMART Targets	SMART 基準(具体性、測定可能性、達成可能性、妥当性、時限性)を用いて何		
(SMART な目標)	をいつまでに達成したいのかについて陳述したもの。各目標は1つ以上の指標		
	に支持されることになる;		
Indicator	ある介入の結果、既知のベースラインと比較して時間と共に変化する特定の目		
(指標)	標についての適切な測定方法		
Baseline	ある指標について、特定の時間枠の中にある現在もしくは過去の値であり、		
(ベースライン)	SMART ターゲットの達成の評価に使用される		
2030/2050 Goals	2030 年まで及び 2050 年までに GBF が達成を目指すものについての状態の尺度		
(2030年ュール	となる、簡潔な成果志向型の陳述を反映するもの。SMART 基準を用いるほか、		
/2050 年ゴール)	世界レベルでの追跡が可能であるだけでなく、地域もしくは国レベルに縮小で		
	きる明確な指標群を伴う		
2030 Mission	GBF の実施が何を達成し、どのように達成され、どのようにもしくは誰がそこ		
(2030 年ミッション)	から裨益するのか、についての陳述。ミッションは現在形で記述されるほか、		
	より行動志向型であり、取組みの中核的な目的について述べる。		

2. 対訳表

上記の他、主な用語については以下の表を用いて仮訳を行った。

用語	仮訳	出現箇所、出典等
abundance (絶滅危惧種)	個体数	ゴール(b)
benefit (ABS 関連)	利益	ゴール(e)、ターゲット 11
benefits(その他)	便益/	パラ1、8、9、11
	恩恵(2050 年ビジョンのみ)	ゴール(d)、ターゲット 7、10
gender-responsive approach	ジェンダーに配慮したアプローチ	パラ7、パラ14
Integrity	一体性	ゴール(a)、ターゲット 1
Nature-Based Solutions (NbS)	自然を活用した解決策	ターゲット 6、9
Other effective area based	その他の地域をベースとする保全	ターゲット2
conservation measures (OECMs)	措置	
site	場所	ターゲット2
transformational change	社会変革	文書 WG2020/2/3 パラ 5
transformative action(s)	変革的な行動	パラ 2、6
transformative changes	変革	パラ 13
values of responsibility	責任ある価値感	ターゲット 20

以上